

総務委員会陳情説明資料

令和2年12月7日

件名	頁
1 受理番号23 事実婚を含むパートナーシップ宣誓制度の導入等を求める陳情	2
2 受理番号24 足立区においてパートナーシップ制度を始めることを求める陳情	3

(地域のちから推進部)

件名	受理番号 23 事実婚を含むパートナーシップ宣誓制度の導入等を求める陳情
所管部課名	地域のちから推進部区民参画推進課
陳情の要旨	1 事実婚を含むパートナーシップ宣誓制度を導入し、足立区として公に承認する方策をとること。 2 同じ趣旨の制度を持つ自治体から足立区へ転入または足立区から同じ趣旨の制度を持つ自治体へ転出したカップルが改めて手続きする負担を軽減するため、事実婚を含むパートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用の実施を検討すること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 パートナシップ制度について</p> <p>(1) 全国自治体におけるパートナーシップ制度導入・証明書等交付状況 (渋谷区「全国パートナーシップ制度共同調査」公表数値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入 60自治体 (令和2年10月1日時点) ・ 交付 1,301組 (令和2年9月30日時点) <p>※ 都内は、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、江戸川区、府中市、港区、文京区、小金井市 (令和2年10月20日開始) で導入。</p> <p>※ 都道府県は、茨城県、大阪府で導入。</p> <p>2 事実婚を含むパートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用の実施について</p> <p>パートナーシップ宣誓制度を実施している横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町でパートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用制度を令和2年4月1日 (葉山町は令和2年7月1日) より開始。</p> <p>パートナーシップ宣誓を行った市民が、相互利用の協定を締結した自治体へ住所を異動する場合、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先で新たな宣誓を行うことなく宣誓が継続し、既に交付済みの宣誓証明書または宣誓書受領証が継続使用できる。</p> <p>その他、岡山県総社市、福岡県福岡市でも自治体間相互利用制度を開始。</p>
問題点等	

件名	受理番号 24 足立区においてパートナーシップ制度を始めることを求める陳情
所管部課名	地域のちから推進部区民参画推進課
陳情の要旨	足立区においてパートナーシップ制度を始めてほしい。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 パートナーシップ制度について</p> <p>(1) 全国自治体におけるパートナーシップ制度導入・証明書等交付状況 (渋谷区「全国パートナーシップ制度共同調査」公表数値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入 60自治体 (令和2年10月1日時点) ・ 交付 1,301組 (令和2年9月30日時点) <p>※ 都内は、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、江戸川区、府中市、港区、文京区、小金井市 (令和2年10月20日開始) で導入。</p> <p>※ 都道府県は、茨城県、大阪府で導入。</p>
問題点等	